

# 地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～18
全国市長会提出資料	全国市長会	19～25
全国町村会提出資料	全国町村会	26～31

# 地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

全国知事会

令和6年8月5日

## 総論

- 本年の重点募集テーマとされた「デジタル化」については、全国知事会としても、人口減少を踏まえた国と地方の最適な役割分担の検討を行う際の重要な要素と捉えていることから、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
- 全国知事会が共同提案した「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」に関する提案については全国的に課題意識が強い分野であるため、提案の確実な実現を求める。
- 「計画策定等」については、令和4年度末に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」等を踏まえ、関連する提案について引き続き積極的な検討を求める。
- 計画策定等以外の義務付け・枠付けの見直しに関する提案についても、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、引き続き積極的な検討を求める。
- 各府省からの第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な検討を求める。

## 1. 重点募集テーマ「デジタル化」に係る意見

本年の重点募集テーマに設定していただいた「デジタル化」は、住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化に資するものである。

⇒ **提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。**

## 重点募集テーマ「デジタル化」に係る提案の具体例

管理番号27 (重点事項)

### 戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

#### 支障

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っており、多くの時間と費用を要している。

#### 提案内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大する。



#### 制度改正による効果

都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

※ 本提案については、重点事項である「住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等」と同様に、分野横断的な見直しを図られるべき内容であると考えます。

## 重点募集テーマ「デジタル化」に係るその他の主な提案

### ○オンライン申請を求める提案

管理番号	提案事項名
61	狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること
62	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等
77	DV等支援措置に係る手続のオンライン化

5

### ○情報連携を求める提案

管理番号	提案事項名
52	産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること
71	都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること
73	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること

## 2. 全国知事会共同提案に係る意見

昨年度、全国知事会地方分権推進特別委員会で実施したアンケート調査において、全国的に課題意識が強い分野とされた「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」に関する提案については、基本的に全国知事会として共同提案団体に加わることでしている。

### 「従うべき基準」

⇒ 制度的な課題として横断的に見直しを行い、廃止又は参酌基準化する等、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の趣旨を踏まえた見直しを求める。

### 「国が一括処理したほうが効率的な事務」

⇒ 急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、見直しを求める。

# 全国知事会共同提案「従うべき基準」の具体例

管理番号192 (重点事項)

## 障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し

### 支障

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置（うち1人以上は常勤）すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置（1人以上は専任かつ常勤）することが規定されている。

当該基準どおりの人員配置では、中山間地域をはじめ、児童福祉人材が不足する地域では事業運営が困難となり、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

全国一律の基準では、中山間地域等において必要なサービスが受けられない事態を招いており、住民福祉の確保の観点から、一刻も早い中山間地域等の実情に沿った基準の緩和が必要である。

### 提案内容

当該基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直す。

### 制度改正による効果

地域の実情に応じて、限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なナショナルミニマムとしてのサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備（事業所の進出、定着）に資する。

※ 類似提案：管理番号195「中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し（訪問介護事業所の指定基準の緩和）」(重点事項)

# 全国知事会共同提案「国が一括処理したほうが効率的な事務」の具体例

管理番号40

## 看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止

### 支障

都道府県では、看護師等の免許証の交付に際し、申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省へ進達しており、この事務作業に大きな労力を費やしている。

また、厚生労働省に申請書類が到達し、申請に対して許可された日をもって看護師籍への登録となるが、大量の申請書類が集中する時期には、書類の確認および進達に係る作業に時間を要し、看護師籍への登録が遅れるなど、免許を受ける者に不利益を与えることがある。

### 提案内容

国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進するとともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。



### 制度改正による効果

都道府県事務が大幅に省力化される。また、申請から到達までのタイムラグがなくなるため、免許証交付の迅速化につながり、早期の免許を望む申請者の利益に資する。

## その他の全国知事会共同提案

○国が一括処理したほうが効率的な事務

管理番号	デジタル化の該当	提案事項名
6	○	建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等
7	○	建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止等
8	×	栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等の都道府県経由事務の廃止
39	○	選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等
49	○	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化
229	×	消防庁による調査に係る事務の効率化
230	×	消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し
269	×	熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し

### 3. 計画策定等に係る意見

計画策定等に係る見直しについては、各種提言等において繰り返し求めてきたところ、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」において、国の積極的な方針が示された。

しかし、10年前と比べて計画策定を義務付ける条項数は増加している（H25：176条項⇒R5：206条項 ※各年12月末時点の条項数）。

⇒ 「ナビゲーション・ガイド」に記載された原則を遵守いただき、関連する提案について特に積極的な検討を求める。

## 計画策定等に係る提案の具体例

管理番号204

### 脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し

#### 支障

脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）に事業の記載があることとされている。

法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であるが、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合には、当該計画を逐次改訂する必要があるため、機動的な事業実施ができない。

#### 提案内容

脱炭素化推進事業債の対象事業について、当該計画に事業の記載があることという要件を見直す。



#### 制度改正による効果

地方公共団体における脱炭素化促進事業の機動的な実施が図られるとともに、事務負担の軽減に資する。

## 計画策定等に係るその他の主な提案

管理番号	デジタル化の該当	提案事項名
200	×	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務の見直し等
201	×	市町村が脱炭素促進区域を設定する場合の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の義務付けの廃止
245	×	都道府県及び事業所が作成する工賃向上計画の計画期間の延長

(以下、参考資料)

## 令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

- 各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

## 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R6.8.1決議予定（1/4）

## 2 地方分権を実感できる改革の深化

## (1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の实情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の实情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下「ナビゲーション・ガイド」という。）のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

## (2) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の实情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の实情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R6.8.1決議予定（2/4）

## （3）計画策定等の見直し

- 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

## （4）事務・権限の円滑な移譲等

- 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するにあたっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R6.8.1決議予定（3/4）

## （5）全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

- ・ 一括処理した方が効果的な事務（生活保護事務の給付事務及び一般旅券の発給事務など）については、国と地方公共団体で共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討し、国において必要な仕組みを構築すること。

## 3 地方分権を推進するための枠組みの強化

### （3）提案募集方式の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。
- ・ 例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- ・ 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

## 令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

#### 全国市長会

- (1) 計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。
- (2) 重点募集テーマである「デジタル化」を進めるに当たっては、まず以下の点について留意すること。
- ・地方公共団体情報システムの標準化に当たり、移行経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。
  - ・移行スケジュールについても、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、引き続き柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を行うこと。
  - ・国・地方の共通基盤の構築に当たっては、各府省が責任を持って、都市自治体が担う事務の実態を十分踏まえ、デジタルを前提とした業務改革を徹底するとともに、都市自治体の現場で関連する業務について効率化が図られるよう、関係府省の連携等も併せて推進すること。

- (3) 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- (4) 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- (5) 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- (6) 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

重点事項提案数	32
全国市長会の意見 ※( )は、特に意見を付した項目件数	30(8)

## 重点事項

### 1 住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
30	豊田市 重点1	札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市	住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知	住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。
108	神戸市 重点1	函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎市、鹿児島市	住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大	住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

### 2 補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
73	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合 重点2	旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること	—

### 3 戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
27	東京都 重点3	北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市	戸籍情報連携システムの利用対象の拡大	—
45	茅ヶ崎市 重点3	札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市	住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること	—
46	茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会 重点3	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること	公用請求での対応は時間を要することもあり、住民サービスの向上及び窓口負担の軽減を図るためにも、提案の実現を求める。

### 4 保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
95	神戸市、福島県、大阪府 重点4	札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市	保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等	—

5 犬の登録及び管理方法の見直し等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
10	津山市、川崎市、岡崎市 重点5	花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市	犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等	国による、分かりやすい全国統一的なシステムの整備を求める意見が寄せられており、提案の実現を強く求める。
114	神戸市 重点5	盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進	—
115	神戸市 重点5	盛岡市、花巻市、山形市、いわき市、さいたま市、木更津市、寒川町、松本市、名古屋市、城陽市、大阪府、寝屋川市、安来市、福岡市、大牟田市	犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大	—

6 景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
121	水戸市 重点6	宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更は別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの変更、最新データへの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。

7 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
254	神戸市 重点7	花巻市、川崎市、浜松市、熊本市	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと	—

8 障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
192	鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟 重点8	北海道、長野県、高知県	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し	—

9 児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
292	町田市 重点9 【懸念】	札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県	児童手当の支給に係る所得審査の廃止	所得審査を廃止して所得が高い方が申請者という原則がなくなった場合、申請者を決定する基準が新たに必要となる。父母等が任意に選択できるとなれば、随時変更の要望も想定される。また、父母が別居している場合、どちらが申請者にもなり得るので、今まで以上に慎重に二重支給していないかの確認をする必要があるなどの状況が想定され、慎重に検討されたい。
293	町田市 重点9	札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会	児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し	制度改正により支給対象が拡充されることも踏まえ、「転出予定日」等の確認について、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムを活用した事務負担の軽減について検討を求める。

10 児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
172	大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合 重点10	北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長	—

11 地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
173	大阪市 重点11	仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和	—

12 保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
137	城陽市 重点12	花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市	保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し	—
209	奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 重点12	花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市	保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等	—

13 民生委員・児童委員の選任要件の見直し(令和5年重点項目)

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
133 (R5)	特別区長会	高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県	民生委員・児童委員の選任要件の緩和等	令和5年対応方針に従い、議論がなされ、民生委員・児童委員の担い手不足が解消されることを期待する。

14 中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
195	鳥取県、山形県、広島県、徳島県 重点14	松本市、高知県、宮崎県	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し	—

15 司書教諭の設置義務の緩和

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
199	八王子市 重点15	北海道、岩手県、大田原市、上尾市、川崎市、長野県、浜松市、京都府、守口市、枚方市、熊本市、宮崎県	司書教諭の設置義務の緩和	—

16 公立大学法人による出資範囲の拡大

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
174	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合 重点16	福島県、東京都	公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)	—
175	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合 重点16	福島県、東京都	公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)	—
257	東京都、福島県 重点16	京都府	公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進	—

17 財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
231	愛知県 重点17	滋賀県	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	—

19 最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
242	栃木県 重点19	豊橋市	最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入	—

## 20 大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
176	広島市、新潟県、広島県 重点20	札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	—

## 22 建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
258	東京都 重点22	いわき市、横須賀市、鳥取県	建築基準法第86条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和	—

## 23 特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
166	群馬県、新潟県 重点23	いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市	特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し	—

重点事項以外

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
19	榎原市 【懸念】	花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、堺市、高松市、熊本市	びったりサービスにおける標準様式のチェック機能を地方自治体で設定可能とすること	地方自治体でびったりサービスの標準様式におけるチェック機能を設定可能とすることについては、統一性が失われ標準様式の意義が薄れてしまうことになりかねないため、標準様式の作りこみは国において一元管理することが望ましいとの意見が寄せられている。
20	榎原市 【懸念】	花巻市、多賀城市、相模原市、浜松市、名古屋市、朝来市、高松市、久留米市、熊本市	びったりサービスの標準様式に係る必須項目の設定について地方自治体が自由に変更可能とすること等	びったりサービスの標準様式における申請・手続の必須項目の設定を地方自治体が行うことについては、全国標準の様式を作成し、国において一元管理することが望ましいという意見が寄せられている。
55	指定都市市長会、福島県	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携	国が情報連携ネットワークシステムを利用して情報を取得するよう自治体に働きかけているにもかかわらず、生活保護システム標準仕様書に年金に関する情報を取り込み可能とする仕様を盛り込んでいないことが問題であるという意見が寄せられている。
56	指定都市市長会、福島県	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、茨木市、交野市、兵庫県、高知県、熊本市、鹿児島市、特別区長会	生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等	金融機関において、預貯金調査の情報照会に係る独自ルールが多岐にわたっており、対応に大きな開きがあることから、効果的な改善が図られるよう、金融機関等に働きかけを行うべきであるとの意見が寄せられている。
57	指定都市市長会	柏市、墨田区、浜松市、名古屋市、山口県、高知県、熊本市、鹿児島市	食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装	eLTXを活用した公金収納の実現に当たっては、仮に申請と同時に手数料の支払いが可能になると、申請区分の間違い等により返金等の手続きが発生する恐れがあるため、手数料支払いのタイミングについては、自治体が決定できるよう求める意見が寄せられている。
64	埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府	宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等	(1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要があり、かえって事務負担が増え苦慮している。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。 (2) デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。
67	岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会	花巻市、山形市、水戸市、ひたちなか市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、島根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡浜市、高知県、南国市、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会	基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完結できるようにすること	調査員・指導員の確保は全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度はもとより、郵送等で調査票配布を行う場合も含め、行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。
189	熊本市	札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会	基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること	調査員・指導員の確保については、全国的な課題であり、自治会の加入率低下や人手不足・高齢化等を見据えた調査制度や行政記録情報の統計調査利活用に向けた制度の検討・構築を求める意見が寄せられている。
77	徳島県、滋賀県、京都府、奈良県、香川県、高知県 【懸念】	花巻市、いわき市、白河市、茨城県、前橋市、三郷市、堺市、豊中市、寝屋川市、岡山県、東温市、熊本市、鹿児島市	DV等支援措置に係る手続のオンライン化	オンライン化により、申出者や市町村の負担軽減などが見込める一方で、市町村長において主体的に行う支援措置に関する最終判断において、対面で申請者の状況の聞き取り等を行う機会が失われることや、確実な本人確認ができず、なりすましによる申請が行われる可能性があることなどの懸念を示した都市自治体もある。
94	兵庫県、三重県、大阪府	旭川市、花巻市、千葉県、相模原市、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本市	災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援する、標準化した防災情報システムの構築	各自治体の実情を踏まえた使い勝手の良い防災情報システムとなるよう、現状・課題・問題点等の把握を行っていただきたいとの意見が寄せられている。
107	相模原市	札幌市、函館市、旭川市、花巻市、いわき市、町田市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、鹿児島市	マイナンバーカードの電子証明書に係る暗証番号の法定代理人による初期化等手続の簡素化	法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人)と任意代理人の権限を差異を明確にするべきとの意見が寄せられている。
169	特別区長会	岩手県、花巻市、仙台市、越谷市、東久留米市、相模原市、横須賀市、藤沢市、石川県、大垣市、浜松市、京都府、亀岡市、兵庫県、安来市、八幡浜市、福岡市、長崎市、熊本市	デジタル基盤改革支援補助金(標準化に係る事業)の交付にかかる要件の緩和	交付申請の提出期限の見直しや交付金の早期決定・契約可能時期の早期化については、標準システムへの円滑な移行のため、可能な限り実現していただきたい。システム移行に係る経費については、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講ずること。
190	指定都市市長会	花巻市、ひたちなか市、横須賀市、小牧市、高松市、久留米市	市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し	市町村単位でみた場合に、関連計画の一体的推進や効率的な進捗管理、住民への分かりやすさ等を考慮すると、同一自治体内の関連計画期間は可能な限り統一することが望ましいという意見が寄せられている。
237	藤枝市	利府町	農地法施行規則における第3種農地の判定基準の緩和	都市自治体は、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいく。今回の改正農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。

## 令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

#### 全国町村会

- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・町村は単独で専門人材を確保することが困難であるため、職員派遣の活用や研修の充実などを通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・数少ない人員で業務を担っている町村の実態を踏まえ、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること。また、既存の計画等についても、ナビゲーション・ガイドの確実な活用を含め、統廃合や事務負担の軽減といった具体的な取組を進めること。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
2	73	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合(旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市)	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること	デジタル庁の「JGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。 ・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できるようにすること。 ・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたせること。 ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。	補助金申請システム(Jグランツ)は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。 各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。 引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。  【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
3	27	東京都(北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市)	戸籍情報連携システムの利用対象の拡大	「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること	戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
3	45	茅ヶ崎市(札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市)	住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること	戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。	提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており(戸籍法第120条の2第2項)、実現しているところである。 なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。 戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。  【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
3	46	茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会(札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市)	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。	戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから(戸籍法第120条の2第2項)、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずとも事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
5	10	津山市、川崎市、岡崎市(花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、大磯町、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市)	犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等	犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一のシステムを整備すること。 また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。	ご提案の「全国統一のシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。 後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
5	114	神戸市(盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、寒川町、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市)	狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービスへの参加促進	狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようにする等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。 それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第2項の規定により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示ししているとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。 またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示ししているとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等とすることも可能である。 また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。 引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
6	121	水戸市(宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市)	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。 【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】 ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等	景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。 なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
9	292	町田市(札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県)	児童手当の支給に係る所得審査の廃止	児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせざるも支給できるようにしていただきたい。	児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう(同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう)調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっていると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合(所得の多寡という客観的な基準を用いない場合)には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。 なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
17	231	愛知県(滋賀県)	財産区の土地を森林の 施業・管理を目的として 信託可能とすること	地方自治法施行令169条の6の普通財産 を信託できる目的に、森林の施業・管理を 追加すること。	<p>地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)及び有価証券のみ認められている。</p> <p>このうち、土地の信託については、</p> <p>① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。</p> <p>② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。</p> <p>③ 信託された土地の処分を行うこと。</p> <p>を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとされている。</p> <p>御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。</p> <p><b>【全国町村会意見】</b> 提案団体の意見を十分に尊重し、関係省庁とも連携のうえ、積極的に検討していただきたい。</p>

【その他の提案に係る全国町村会意見(抜粋)】

重点 番号	管理 番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
-	122	日の出町(いわき市、高崎市、横須賀市、浜松市、山口市)	建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意の要件の緩和	建築基準法における建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件について、死亡者や所在不明者等を合意要件から除外すること。	建築協定を変更するニーズの実態や、建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件が支障となった事例について、まずは把握してまいりたい。なお、本提案にあるような、死亡者や所在不明者等の合意要件からの除外は、民間の契約における合意の在り方の問題であり、本来は、建築基準法に限った問題としてではなく、類似の制度を含め広く民間の契約における手続の問題として議論されるべきである。  【全国町村会意見】 実態を把握したうえで、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的な検討及び適切な対応を求める。
-	194	鳥取県、広島県、徳島県(宮城県、茨城県、浜松市、高知県、熊本市)	電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価を可能とすること	コロナ禍において、特例的取扱いとして診療報酬上で電話による診療や処方(処方箋の発行)が評価されていたが、令和5年7月末で廃止された。さらに、電話による診療等も令和6年3月末で特例的取扱いが廃止された(現在は情報通信機器を用いた初診や再診及び診療報酬の評価が可能)。 豪雪地帯において、降雪により公共交通機関が休止し通院ができない場合があり、また住民の中には情報通信機器も有していない者も存在するため、そのような特殊の事情がある場合は、電話による再診や処方及び診療報酬の評価を可能とすることを望む。	医師法20条は、無診察治療等を禁止しているが、電話診療が医師法20条違反となるかについては個別の判断となる。例えば、現行法上も、かかりつけの医師による再診も含めたすべての電話診療が医師法20条違反となるものではなく、また、支障事例として挙げられているような災害時等、真にやむを得ない理由で電話診療を実施した場合についても、必ずしも医師法違反になるものではないものの、例えば豪雪地帯であることのみにより一律に真にやむを得ない理由があるとはいえず、これらの判断は個別の事情によるため、電話診療を一律に適法であるとお示することは困難である。なお、適法となる事例を一律に示すことが困難である以上、診療報酬上で評価することは困難である。  【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。